

教育・保育提供区域の 設定について(案)

平成26年9月



みんなが子育てしやすい圏へ。
すくすくジャパン!



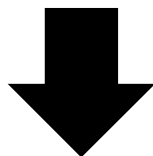
教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法 第61条第2項第1号(抜粋)より

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他を総合的に勘案して定める区域。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

- ① 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本。
- ④ 一方、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに設定することができる。



子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされている。

**「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域」を設定することが必要**

【留意すべきポイント】

ポイント①事業量の調整単位として適切か

- 区域内の児童数や施設数は適切な規模か
- 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か
- 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか

ポイント②事業の利用実態を反映しているか

- 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能か
- 設定した区域内で事業の確保が可能か
- 現在の事業の市の考え方とマッチしているか

- 教育・保育や地域の子育てについて、設定した区域ごとに、計画において、需要の指標となる量の見込みと供給の指標となる確保方策の両者のバランスを見ていく。
- 区域＝事業実施単位ではないため、仮に中学校区を区域とした場合でも、小学校ごとに事業を実施することができる。
- 各区域の中に、供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を見たとす申請があれば、原則許可しなければならない。

教育・保育提供区域の運用イメージ

記載する区域ごとの内容イメージ

量の見込み・確保内容・実施時期イメージ		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目			
		1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要性 あり	3号 0～2歳 保育の 必要性 あり	1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要性 あり	3号 0～2歳 保育の 必要性 あり	1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要性 あり	3号 0～2歳 保育の 必要性 あり	1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要性 あり	3号 0～2歳 保育の 必要性 あり	1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要性 あり	3号 0～2歳 保育の 必要性 あり	
A 区域	①量の見込み(保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
	②確保 の内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	120人	300人	200人	160人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
		地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保 育・居宅訪問型保育・事 業所内保育)			0人												
	②-①	0人	0人	▲120人	0人	0人	▲80人	0人	0人	▲40人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
B 区域							...										

設定した区域ごとに、設定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容(「いつ」「どの施設・事業で」「どのくらい」の提供を行っていくのか)を、明記する

本市で想定される区域設定

種類	小学校区	中学校区	全市
区域数	12区域	3区域	1区域
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・「校区」に沿っており、子育て世代にとってなじみやすい。 ・<u>きめ細かいニーズが見れる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「校区」に沿っており、子育て世帯にとってなじみやすい。 ・<u>ニーズの地域性を反映した利用調整のバランスがとりやすい。</u> ・区域内の社会資源を活かした多様な確保策が検討できる。 ・一時的な需要の増減に対して広域で調整がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>需給調整の柔軟性が高く、利用調整が安易</u>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・供給体制が整わない区域が多く発生し、「区域内の適切な需給バランス」が困難になる。 ・区域を跨いだ利用調整が多く、区域設定の意義が損なわれる。 ・一時的な需要の増減に左右されやすい。 ・<u>必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>供給体制が整わない区域が一部発生する可能性がある。</u> ・区域内に空きがあるのに、距離が遠く利用を希望しない等、事業利用の斡旋がしにくい場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大まかにしか需給の検証ができず、地域性が考慮できない。 ・市内のどこかには空きがあるが、居住地から離れすぎているため利用を希望しない等、事業利用の斡旋が困難になる。 ・<u>利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合がある。</u> ・実際の利用範囲・需給状況とミスマッチを起こす。
匠瑛市案	<p>匠瑛市は、待機児童がおらず、現状の供給体制でも今後の市内での需給調整に対して柔軟に対応できると考えられます。中学校区の設定は、小学校区と全市1区域の設定の折衷案として考えられますが、中学校区の3区域を設定する場合でも、必要以上に施設・事業を整備し、非効率な提供体制となってしまいます。</p> <p>したがって、匠瑛市の教育・保育提供区域の設定として、全市で1区域の設定での体制が望ましいと考えます。</p>		